平成２７年（フ）第８１号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷378番地22
債務者　斉藤　幸雄
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８２号
埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷378番地22
債務者　斉藤　みち
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１３６号
埼玉県東松山市若松町２丁目10番30号
債務者　金輪　邦彦
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１３８号
埼玉県熊谷市新堀369番地２　プラチナコート51　103号
債務者　渡邉　雅博
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３２４号
千葉県船橋市丸山１丁目16番４号コーポラス丸山101号
債務者　廣瀬　佳子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第４４８号
千葉県市原市青葉台３丁目19番地６
債務者　古寺　倫子（旧姓廣部）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
宮城県登米市迫町森字吐出64番地
債務者　佐々木信也
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１２号
宮城県登米市津山町横山字上の山14番地
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１３号
宮城県登米市津山町横山字上の山14番地
債務者　佐々木文子
1　決定年月日時　平成27年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２７年（フ）第１８０号
函館市富岡町２丁目９番22号　ハイブローム富岡　Ｇ号室
債務者　山田名津美
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１４９号
和歌山県橋本市高野口町小田216番地
債務者　松本食品こと　津屋　真司
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５１号
和歌山市梅原119番地の８
債務者　安松　　章
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５９号
和歌山市内原865番地の19
債務者　大橋　邦広
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６６号
和歌山県岩出市野上野340番地の20
債務者　南　　聡史
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１８６号
和歌山県有田郡有田川町大字奥1210番地
債務者　岡　　宏子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２１５号
相模原市南区新磯野２丁目13番14号　サンハイム303
債務者　高橋　奈保
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５６号
三重県志摩市志摩町越賀1800番地３
債務者　小川　弘子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
三重県志摩市志摩町越賀1800番地３
債務者　小川　楠輝
1　決定年月日時　平成27年７月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係